

# 重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイホーム 北浦和

TEL : 048-813-3181

令和8年2月1日作成

## 重 要 事 項 説 明 書

作成年月日	令和 8 年 2 月 1 日
作成者名	山納 修
所属・職名	経営管理本部管理部・常務取締役

## 1. 事業主体概要

種類	個人／法人 ※法人の場合、その種類 株式会社	
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃにちいけあばれす 株式会社ニチイケアパレス	
主たる事務所の所在地	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地
連絡先	電話番号	03-5834-5200
	F A X 番号	03-3253-3142
	メールアドレス	ncp-soumu@nichii-carepalace.co.jp
	ホームページアドレス	なし あり : <a href="https://www.nichii-carepalace.co.jp">https://www.nichii-carepalace.co.jp</a>
代表者	氏名	秋山 幸男
	職名	代表取締役
設立年月日	昭和 39 年 6 月 22 日	
主な実施事業	※別添 1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

## 2. 有料老人ホーム事業の概要

## (住まいの概要)

名称	(ふりがな) にちいほーむ きたうらわ ニチイホーム北浦和	
所在地	〒330-0043	埼玉県さいたま市浦和区大東 2 丁目 3 番 11 号
主な利用交通手段	最寄駅	R 京浜東北線「北浦和」駅
	交通手段と所要時間	JR 京浜東北線「北浦和」駅東口より徒歩 25 分 (2km)
連絡先	電話番号	048-813-3181
	F A X 番号	048-813-3182
	メールアドレス	hstx33ro@nichii-carepalace.co.jp
	ホームページアドレス	<a href="https://www.nichii-carepalace.co.jp">https://www.nichii-carepalace.co.jp</a>
管理者	氏名	森部 篤哉
	職名	ホーム長 (施設長・管理者)
建物の竣工日		平成 27 年 6 月 30 日
有料老人ホーム事業の開始日		平成 27 年 8 月 1 日

(類型)【表示事項】

- |  |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） |
| 2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）                             |
| 3 住宅型  |
| 4 健康型  |

1 又は 2 に 該当する場 合	介護保険事業者番号	特定施設入居者生活介護事業所さいたま市指定 第 1176514170 号
	指定した自治体名	さいたま市
	事業所の指定日	平成 27 年 6 月 30 日
	指定の更新日（直近）	令和 3 年 8 月 1 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	2,170.21 m <sup>2</sup>	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		2 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1 あり 2 なし
建物	延床面積	契約期間	
		1 あり (年月日～年月日) 2 なし	
	耐火構造	契約の自動更新	
		1 あり 2 なし	
	構造	全体	
		2,539.01 m <sup>2</sup> (地上 3 階建)	
	所有関係	うち、老人ホーム部分	
		2,539.01 m <sup>2</sup>	
	耐火構造	<input checked="" type="checkbox"/> 1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ( )	
		4 その他 ( )	
	構造	1 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 <input checked="" type="checkbox"/> 3 木造 4 その他 ( )	
		1 事業者が自ら所有する建物	
	所有関係	<input checked="" type="checkbox"/> 2 事業者が賃借する建物 (普通賃借・定期賃借)	
		抵当権の設定	1 あり 2 なし
	契約期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり (2015 年 7 月 1 日～2045 年 6 月 30 日) 2 なし	
		3 契約の自動更新	

居室の状況 【表示事項】	1 全室個室 (縁故者居室を含む)				
	2 相部屋あり				
	最少	1人部屋			
	最大	2人部屋			
	トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	有／無	有／無	18.11 m <sup>2</sup> 58室	一般居室個室 (兼介護居室個室)
	タイプ2	有／無	有／無	36.22 m <sup>2</sup> 4室	一般居室相部屋 (兼介護居室相部屋)

※ 「一般居室個室」 「一般居室相部屋」 「介護居室個室」 「介護居室相部屋」 「一時介護室」 の別を記入。相部屋の場合は人数も記入。

共用施設	共用便所における便房	4ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	0ヶ所
			うち車いす等の対応が可能な便房	4ヶ所
	共用浴室	5ヶ所	個室	5ヶ所
			大浴場	一ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	2ヶ所	チエア一浴	一ヶ所
			リフト浴	1ヶ所
			ストレッチャー浴	1ヶ所
			その他 ( )	一ヶ所
	食堂	[1] あり 1階 (34.34 m <sup>2</sup> ) 2～3階 (84.75 m <sup>2</sup> )	[2] なし	
	機能訓練室	1 あり ( m <sup>2</sup> )	[2] なし	
	入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり [2] なし		
	エレベーター	[1] あり (車椅子対応) [2] あり (ストレッチャー対応) 3 あり (上記1・2に該当しない) 4 なし		
消防用設備等	消火器	[1] あり 2 なし		
	自動火災報知機	[1] あり 2 なし		
	火災通報設備	[1] あり 2 なし		
	スプリンクラー	[1] あり 2 なし		
	防火管理者	[1] あり 2 なし		
	消防計画	[1] あり 2 なし		

緊急通報装置等	居室	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 一部あり <input type="checkbox"/> なし
	便所	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 一部あり <input type="checkbox"/> なし
	浴室	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 一部あり <input type="checkbox"/> なし
	その他 ( )	1 あり 2 一部あり 3 なし
その他	エントランスホール、食堂（機能訓練室兼用）、ラウンジ、健康管理室、応接室兼相談室、ファミリールーム、理美容室、洗濯室、喫煙室、事務室、駐車場	

#### 4. サービスの内容

##### (全体の方針)

事業の目的	ホームの管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の職員が、要介護状態又は要支援状態のお客様に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。
運営に関する方針	<p>1. 自立した生活が困難になったお客様に対して、心身の状態に合わせた個別の介護計画を作成し家庭的な環境の下で食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練等必要なサービスを提供します。</p> <p>2. 可能な限り自立した生活が送れるように“自立援助”をサービスの基本としお客様の意志及び人格を尊重しお客様の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。</p> <p>3. ホーム完結型にならないように関係市町村や他の施設・団体・ボランティア等の福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、地域を生活圏とした社会生活上の便宜を図ります。</p>
サービスの提供内容に関する特色	<p>スタッフが笑顔で接することで、お客様に少しでもなごんでいただけるようになります。</p> <p>お客様からいただく笑顔が、スタッフの日々の喜びであるようになります。</p> <p>お客様お一人おひとりの思いを受け止め、応えることで私たちは、お客様の笑顔と幸せの実現をめざします。</p>
入浴、排せつ又は食事の介護	<input type="checkbox"/> 自ら実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> なし
食事の提供	1 自ら実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> なし
洗濯、掃除等の家事の供与	<input type="checkbox"/> 自ら実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> なし
健康管理の供与	<input type="checkbox"/> 自ら実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> なし
安否確認又は状況把握サービス	<input type="checkbox"/> 自ら実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> なし

## (介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の 加算の対象となるサービス の体制の有無  ※ 「地域密着型特定施設 入居者生活介護」の指定を 受けている場合。	入居継続支援加算	(I)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	
		(II)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	
※ 「地域密着型特定施設 入居者生活介護」の指定を 受けている場合。	生活機能向上連携加算	(I)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	
		(II)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	
	個別機能訓練加算	(I)	<input type="checkbox"/> あり 2 なし	
		(II)	<input type="checkbox"/> あり 2 なし	
	ADL維持加算	(I)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	
		(II)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	
	夜間看護体制加算	(I)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	
		(II)	<input type="checkbox"/> あり 2 なし	
	若年性認知症入居者受入加算		<input type="checkbox"/> あり 2 なし	
協力医療機関連携加 算	(I)	<input type="checkbox"/> あり 2 なし		
		(II)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	
口腔衛生管理体制加算 (※)		<input type="checkbox"/> あり 2 なし		
口腔・栄養スクリーニング加算		<input type="checkbox"/> あり 2 なし		
科学的介護推進体制加算		<input type="checkbox"/> あり 2 なし		
退院・退所時連携加算		<input type="checkbox"/> あり 2 なし		
退居時情報提供加算		<input type="checkbox"/> あり 2 なし		
看取り介護加算	(I)	<input type="checkbox"/> あり 2 なし		
		(II)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	
認知症専門ケア加算	(I)	1 あり <input type="checkbox"/> なし		
		(II)	1 あり <input type="checkbox"/> なし	

高齢者施設等感染対策向上加算	( I )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( II )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
生産性向上推進体制加算	( I )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( II )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
サービス提供体制強化加算	( I )	<input type="checkbox"/> あり 2 なし
	( II )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( III )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
介護職員等処遇改善加算	( I )	<input type="checkbox"/> あり 2 なし
	( II )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( III )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( IV )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 1 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 2 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 3 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 4 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 5 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 6 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 7 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 8 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 9 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 10 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 11 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 12 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし
	( V ) ( 13 )	1 あり <input type="checkbox"/> なし

		(V) (14)	1 あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) : 1		
	<input checked="" type="checkbox"/> なし			

(医療連携の内容)

医療支援 ※ 複数選択可	<input checked="" type="checkbox"/> 救急車の手配 <input checked="" type="checkbox"/> 入退院の付き添い <input checked="" type="checkbox"/> 通院介助 4 その他 ( )			
協力医療機関	1	名称	医療法人社団ときわ 大宮在宅クリニック	
		住所	埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目 64 番 プロスパー大宮ビル 3 階	
		診療科目	内科	
		協力科目	内科	
		協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	2	名称	医療法人社団コンパス コンパス内科歯科クリニック大宮	
		住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-692-1-405	
		診療科目	内科	
		協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
3	3	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	4	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
		入所者の病状の急変時等において		<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

協力内容	相談対応を行う体制を常時確保	
	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	1あり 2なし
5	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 1あり 2なし
新興感染症発生時に連携する医療機関	協力内容	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保 1あり 2なし
	1あり	
	医療機関の名称	医療法人社団ときわ 大宮在宅クリニック
	医療機関の住所	埼玉県 さいたま市大宮区大門町三丁目 64番 プロスパー大宮ビル3階
協力歯科医療機関	2なし	
	1	名称 医療法人社団コンパス コンパス歯科クリニック蕨
		住所 埼玉県蕨市塚越 5-6-35 イオンタウン蕨 1階
		協力内容 訪問診療
	2	名称 住所 協力内容

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※ 複数選択可	1 一時介護室へ移る場合  2 介護居室へ移る場合  3 その他 ( )
判断基準の内容	1. ホームは、お客様の日常生活の維持及びホーム運営上、特に支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合にはお客様の居室を変更することがあるものとします。 2. この場合、追加費用は発生しないものとします。また個室の一般居室（兼介護居室）のお客様は個室の一般居室（兼介護居室）への変更となります。転室に伴い、構造若しくは仕様の変更、又は当初の居室と比較し面積が増減することがあります。
手続きの内容	ホームは、居室変更の判断に際しては、次に掲げる手続きをとるものとします。 ① 緊急止むを得ない場合を除いて一定の観察期間を設けるものとします。 ② ホームの指定する医師の意見を聴くものとします。 ③ お客様及びその身元引受人等の同意を得るものとします。
追加的費用の有無	1あり 2なし
居室利用権の取扱い	利用権の対象居室は、当初の居室から変更後の居室に変更となります。

前払金償却の調整の有無	1あり <input type="checkbox"/> 2なし				
従前の居室と の仕様の変更	面積の増減	[1]あり <input type="checkbox"/> 2なし			
	便所の変更	1あり <input type="checkbox"/> 2なし			
	浴室の変更	1あり <input type="checkbox"/> 2なし			
	洗面所の変更	1あり <input type="checkbox"/> 2なし			
	台所の変更	1あり <input type="checkbox"/> 2なし			
	その他の変更	<table border="1"> <tr> <td>[1]あり</td> <td>(変更内容) 構造もしくは仕様に変更がある場合があります。</td> </tr> <tr> <td>2なし</td> <td></td> </tr> </table>	[1]あり	(変更内容) 構造もしくは仕様に変更がある場合があります。	2なし
[1]あり	(変更内容) 構造もしくは仕様に変更がある場合があります。				
2なし					

(入居に関する要件)

入居対象となる者  【表示事項】	自立している者	1あり <input type="checkbox"/> 2なし
	要支援の者	[1]あり <input type="checkbox"/> 2なし
	要介護の者	[1]あり <input type="checkbox"/> 2なし
留意事項	【入居契約書「利用基準」条項より】 ① 原則65歳以上の方 ② 介護保険要介護又は要支援認定が要介護・要支援の方 ③ 複数入居者による共同生活を営むことに概ね支障がない方 ④ 著しい自傷他害の恐れがない方 ⑤ ホーム内で恒常に医師の治療を受けることを必要としない方 ⑥ 入居契約に定めることを承諾し、ニチイケアパレスの運営方針に賛同できる方 ⑦ 反社会的勢力に該当しない方	
身元引受人等の条件、義務等	【入居契約書「身元引受人」条項より】 1. お客様は、ニチイケアパレスが承認する身元引受人を一人以上定めるものとします。 2. 前項の身元引受人は、お客様の連帯保証人として、本契約により生ずるお客様のニチイケアパレスに対する一切の債務の履行につき、極度額として契約開始時の月額利用料の12か月分の範囲内において連帯して保証するとともに、管理規程に定めるところに従い、ホームと協議し、必要な場合には、お客様の身柄を引き取るものとします。 3. 身元引受人は、原則としてお客様の配偶者がなることはできないものとします。ただし、身元引受人を複数人定める場合は、そのうちの一人をお客様の配偶者とすることができます。 4. ホームは、お客様の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めるものとします。 5. ホームは、お客様の生活状況、健康状況及びサービスの提供状況等を、定期的に身元引受人に対して連絡するものとします。	

	<p>6. 身元引受人は、お客様が亡くなられた場合の遺体及び遺留金品並びにその他残置物の引き受けを行うものとします。</p> <p>7. ニチイケアパレスは、本条において身元引受人が一人では履行しかねると判断した場合には、複数人の身元引受人を定めることを要求することができるものとします。</p> <p>8. お客様が複数人の身元引受人を定めた場合には、お客様はそのうちの一人を代表身元引受人と定めるものとし、ニチイケアパレスは、本契約に基づく身元引受人に対する義務を、代表身元引受人に対して履行すれば足りるものとします。</p>
契約の解除の内容	<p><b>【入居契約書「契約の終了」条項より】</b></p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は、終了するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① お客様が亡くなられた場合（死亡日を本契約終了日とします）</li> <li>② お客様が入居契約書「お客様による中途解約」条項に基づき本契約を中途解約した場合</li> <li>③ お客様が入居契約書「3ヶ月以内の解約」条項に基づき本契約を解約した場合</li> <li>④ お客様が入居契約書「お客様による契約解除」条項に基づき本契約を解除した場合</li> <li>⑤ ニチイケアパレスが入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解除」条項に基づき本契約を解除した場合</li> </ul> <p><b>【入居契約書「お客様による契約解除」条項より】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客様は、次に掲げる事由が客観的に存在すると認められた場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① ニチイケアパレスが、お客様、そのご家族又は身元引受人に対し、不法行為を行った場合</li> <li>② ニチイケアパレスが、本契約に著しく違反し、お客様に対して重大な損害を発生させた場合</li> <li>③ ニチイケアパレスが、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合</li> <li>④ ニチイケアパレスが、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立又は会社更生手続開始の申立をし又は申立を受けた場合</li> <li>⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合</li> </ul> </li> <li>2. お客様は、ニチイケアパレス又はその役員が次の各号のいずれかに該当した場合、催告することなく、本契約を解除することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事実が判明した場合</li> <li>② 本契約締結後にニチイケアパレス自ら又は役員が反社会的勢力に該当する者となった場合</li> </ul> </li> </ol>

**【入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解除」条項より】**

1. ニチイケアパレスは、お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、本条第2項に定める規定に従い、本契約を解除することができるものとします。なお、原則としてニチイケアパレスは、お客様及び身元引受人と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。
  - ① お客様による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合
  - ② お客様が正当な理由なく本契約「入居金」又は「保証金」条項に定める期日までに入居金又は保証金を支払わなかった場合
  - ③ 入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事實を告知しない等の不正手段により、ニチイケアパレスとの信頼関係に支障をきたした場合
  - ④ お客様が入居中にホームで対応困難な看護行為が必要になり、かつニチイケアパレスが関係法令に基づくホームでの人員体制では対応が困難であると判断した場合
  - ⑤ 病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、6ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合
  - ⑥ お客様が、ホームへ所定の届出をせず、3ヶ月以上の長期にわたってホームを離れることが明らかな場合
  - ⑦ お客様又は身元引受人、返還金受取人が法令又は本契約の条項に違反しニチイケアパレスが改善の見込みがないと判断した場合
  - ⑧ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、ニチイケアパレス、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つける恐れがあり、かつニチイケアパレスがこれを防止できないと判断した場合
  - ⑨ 地震等の天災、関係法令の改変、その他止むを得ない事情によって継続的なホーム運営が困難になった場合
  - ⑩ 前各号の他、お客様又は身元引受人とニチイケアパレスとの信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、ニチイケアパレスが適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合
  - ⑪ 本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事實が判明した場合又は本契約締結後にお客様、身元引受人、返還金受取人が反社会的勢力に該当する者となった場合
2. ニチイケアパレスは、前項に基づき本契約を解除するためには、次に掲げる手続きを経るものとします。
  - ① 前項第①号、第②号、第⑦号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の催告期間を要するものとします。
  - ② 前項第③号乃至第⑥号及び第⑧号乃至第⑪号に基づく解除は、催告期間を要せず、直ちに解除ができるものとします
  - ③ お客様の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、お客様、そのご家族、身元引受人又は関係機関と協議し、移転先の確保について協力するものとします。
  - ④ 前項第④号の規定に基づく本契約の解除の場合には、前各号の手続きに加え、医師の意見を聴くものとします。

事業主体から解約を求める場合	解約条項	解約条項なし（但し、解除条項あり）
	解約予告期間	—
入居者からの解約予告期間		30日以上
体験入居の内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> あり (内容：1泊2日 11,000円（うち消費税等1,000円）)</p> <p>※ 7泊8日までのご契約となります。</p> <p>※ 家賃・管理費・食費・介護費が含まれます。</p> <p>※ 介護保険の適用外サービスとなります。</p> <p>※ ご利用者個人のおむつ代、医療費、嗜好品購入費などは含まれておりません。</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p>	
入居定員		66名
その他	—	

## 5. 職員体制

\*有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

(職種別の職員数)

【令和7年7月1日現在】

職務内容	職員数（実人頭数）			常勤換算人数 ※1※2	
		合計			
		常勤	非常勤		
管理者	職員の管理及びホームの運営に係わる管理を一元的に行います。	1	1	1.0	
生活相談員	お客様の生活にかかわる諸々の相談・援助を担当します。	1	1	1.0	
直接処遇職員					
介護職員	お客様の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行います。	24	20	4	
看護職員	常にお客様の健康の状況に注意とともに、健康保持のための適切な措置を講じます。	4	3	1	
機能訓練指導員	お客様の心身の状況等を踏まえて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。	1		1.0	
計画作成担当者	介護保険法で定められている特定施設サービス計画の作成業務を行います。	1		1.0	
栄養士	外部委託				
調理員	外部委託				
事務員	-	1		1.0	
その他職員	-	6	6	3.0	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2		当ホームの常勤の従業者が勤務すべき時間数（所定労働時間）は、月ごとに設定しています。 • 28日の月：160時間 • 29日の月：160時間 • 30日の月：168時間 • 31日の月：176時間			

※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	14	13	1
実務者研修の修了者	1	1	
初任者研修の修了者	8	5	3
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師及び准看護師			
理学療法士	1	1	
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間（16時30分～翌9時30分）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員	0	0
介護職員	2	2

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用 者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本 欄は省略可能)	契約上の職員配置比率 (広告、パンフレット等における表示事項)	a 1.5 : 1以上 b 2 : 1以上 <input checked="" type="checkbox"/> c 2.5 : 1以上 d 3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	2.2:1

  

外部サービス利用型特定施設である有料 老人ホームの介護サービス提供体制（外部 サービス利用型特定施設以外の場合、本欄 は省略可能）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務			1 あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし				
	業務に係る資格等			<input checked="" type="checkbox"/> あり					
				資格等の名称	介護福祉士				
	看護職員	介護職員		生活相談員	機能訓練指導員	計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤
前年度1年間の採用者数	1		7		1				
前年度1年間の退職者数			2		1				
員の人数 業務に従事した経験年数に応じた職	1年未満		4	2	1				
	1年以上 3年未満	1	3						
	3年以上 5年未満	2	1	2	1				
	5年以上 10年未満		5	1					
	10年以上		6			1		1	
	従業者の健康診断の実施状況				<input checked="" type="checkbox"/> あり	2 なし			

## 6. 利用料金

### (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		<input type="checkbox"/> 1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式 【表示事項】		1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
		<input type="checkbox"/> 4 選択方式 ※該当する方式を全て選択
		<input type="checkbox"/> 1 全額前払い方式 <input type="checkbox"/> 2 一部前払い・一部月払い方式 <input type="checkbox"/> 3 月払い方式 ※1 「6-1. 一時金方式」参照 ※2 「6-2. 月払い方式」参照
年齢に応じた金額設定	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
要介護状態に応じた金額設定	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い	<input type="checkbox"/> 1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が ____ 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金 の改定	条件	・物価変動、関連法令の改正、人件費上昇などにより、改定する場合 があります。
	手続き	・ホーム所在地の自治体が発表する消費者物価指数、人件費等、関連 法令等の改正及び運営懇談会の意見を勘案して決定します。 ・改定実施にあたっては、お客様及び身元引受人に対して事前に通 知するものとします。

## 6-1. 一時金方式（年齢は契約開始日時の年齢）

単位：円

居室 タイプ	プラン名称	入居金 (非課税)	月額	(内訳)				
			計	家賃 相当額 (非課税)	介護 費用	食費 (税込)	光熱 水費	管理費 (非課税)
居室 I	入居金プラン	4,320,000	221,840	85,000	※1	81,840	—	55,000
居室 II	入居金プラン	8,640,000	324,340	160,000	※1	81,840	—	82,500

・居室IIは二人入居可能です。

※1 月額（計）には介護保険サービス費は含みません（「6-3. 介護保険サービス費（介護費）参照」）。

### ◎入居金の算定の基礎

入居金 = 1ヶ月分の前払家賃相当額（円） × 想定居住期間（月数）

### ◎1ヶ月分の前払家賃相当額

1ヶ月の家賃相当額のうち、一部を入居金としてお支払いいただく額となります。

居室 I 75,000円

居室 II 150,000円

### ◎想定居住期間

想定居住期間は、入居している又は入居することが想定される入居者の入居後の各年経過時点での退去率をもとに、居住継続率が概ね50%となるまでの期間を考慮して、下記のとおり定めています。

60ヶ月（5年）

## 6-2. 月払い方式

単位：円

居室タイプ	プラン名称	月額	(内訳)				
		計	家賃 相当額 (非課税)	介護 費用	食費 (税込)	光熱 水費	管理費 (非課税)
居室 I	月払いプラン	292,840	156,000	※1	81,840	—	55,000
居室 II	月払いプラン	466,340	302,000	※1	81,840	—	82,500

・居室IIは二人入居可能です。

※1 月額（計）には介護保険サービス費は含みません（「6-3. 介護保険サービス費（介護費）参照」）。

敷金（保証金） 居室I 500,000円（家賃相当額の3.4か月分）

敷金（保証金） 居室II 750,000円（家賃相当額の2.5か月分）

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度	要介護1	要介護1
	年齢	80歳以上	80歳以上
居室の状況	床面積	18.11m <sup>2</sup>	18.11m <sup>2</sup>
	便所	[1]有 [2]無	[1]有 [2]無
	浴室	1[有] [2]無	1[有] [2]無
	台所	1[有] [2]無	1[有] [2]無
入居時点での必要な費用	前払金	4,320,000円	0円
	敷金	0円	500,000円
月額費用の合計		239,206円	310,206円
家賃		85,000円	156,000円
サービス費用※2	特定施設入居者生活介護※1の費用	17,366円	17,366円
	介護保険外 食費	81,840円	81,840円
	管理費	55,000円	55,000円
	介護費用	一円	一円
	光熱水費	(管理費に含む)円	(管理費に含む)円
その他		一円	一円
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。			
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)			
(注) 居室にあるテレビ等のNHK受信料については、入居者が個々で契約して負担してください			

(利用料金の算定根拠)

項目	算定根拠
家賃	専用居室、共用部分の利用のための費用 ※改修のための費用を含みます。
敷金	月払い方式のみが対象となります。 ・お客様の月額利用料その他支払いが滞った場合に備えてお預かりいたします。 ・保証金は、契約終了時に返還します。ただし、入居契約の終了時にお客様のニチイケアパレスに対する債務がある場合には、保証金からその対当額を相殺するものとします。 ・保証金は、契約終了日及び居室明渡し日のうち、いずれか遅い日の翌日から起算して原則90日以内に返還するものとします。
介護費用	※介護保険サービス費の自己負担分は含みません。
管理費	施設維持管理費、共用部修繕費、電気、ガス、水道、下水、環境衛生費等

食費	<p>[食費内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食 材 費 : 40,260円 (うち消費税等3,660円)</li> <li>・厨房管理費 : 41,580円 (うち消費税等3,780円)</li> </ul> <p>※3日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとおり返金いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食 341円 (うち消費税等31円)</li> <li>・昼食 539円 (うち消費税等49円)</li> <li>・夕食 462円 (うち消費税等42円)</li> </ul> <p>※厨房管理費は、食事部門人件費・管理費、設備・備品代に充当する為欠食があっても返金されません。</p> <p>※当ホームでは食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。</p>
光熱水費	(管理費に含む)
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	<p>[介護保険給付対象外費用]</p> <p>30分あたり : 1,650円 (うち消費税等 150円)</p> <p>※協力医療機関等以外の通院介助等にかかる利用料となります。 サービスの実施にあたっては事前のご相談が必要となります。</p>
その他のサービス利用料	—

### 6-3. 介護保険サービス費（介護費）

※1ヶ月30日利用の場合

○基本分

要介護・要支援認定	単位数	介護費	1割負担分	2割負担分	3割負担分	令和6年6月1日現在
要支援1	183単位/日	58,633円	5,864円	11,727円	17,590円	
要支援2	313単位/日	100,285円	10,029円	20,057円	30,086円	
要介護1	542単位/日	173,656円	17,366円	34,732円	52,097円	
要介護2	609単位/日	195,123円	19,513円	39,025円	58,537円	
要介護3	679単位/日	217,551円	21,756円	43,511円	65,266円	
要介護4	744単位/日	238,377円	23,838円	47,676円	71,514円	
要介護5	813単位/日	260,485円	26,049円	52,097円	78,146円	

○加算分

要介護・要支援認定	単位数	介護費	1割負担分	2割負担分	3割負担分	※要介護1~5のみ適用
夜間看護体制加算※						
( I )	18単位/日	5,767円	577円	1,154円	1,731円	
( II )	9単位/日	2,883円	289円	577円	865円	
個別機能訓練加算						
( I )	12単位/日	3,844円	385円	769円	1,154円	
( II )	20単位/月	213円	22円	43円	64円	
協力医療機関連携加算						
協力医療機関が要件を満たす場合	100単位/月	1,068円	107円	214円	321円	
上記以外の場合	40単位/月	427円	43円	86円	129円	
退院・退所時連携加算※						
30単位/日	9,612円	962円	1,923円	2,884円		
退去時情報提供加算	250単位/回	2,670円	267円	534円	801円	
入居継続支援加算※						
( I )	36単位/日	11,534円	1,154円	2,307円	3,461円	
( II )	22単位/日	7,048円	705円	1,410円	2,115円	
生活機能向上連携加算						
( I )	100単位/月	1,068円	107円	214円	321円	
( II )	200単位/月	2,136円	214円	428円	641円	
科学的介護推進体制加算						
40単位/月	427円	43円	86円	129円		
ADL維持等加算※						
( I )	30単位/月	320円	32円	64円	96円	
( II )	60単位/月	640円	64円	128円	192円	
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	38,448円	3,845円	7,690円	11,535円	
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	213円	22円	43円	64円	
サービス提供体制強化加算						
( I )	22単位/日	7,048円	705円	1,410円	2,115円	
( II )	18単位/日	5,767円	577円	1,154円	1,731円	
( III )	6単位/日	1,922円	193円	385円	577円	
認知症専門ケア加算						
( I )	3単位/日	961円	97円	193円	289円	
( II )	4単位/日	1,281円	129円	257円	385円	
看取り介護加算( I ) ※ 注)						
a 死亡日以前45~31日	72単位/日	768円	77円	154円	231円	注) 1日あたりの額
b 死亡日以前4~30日	144単位/日	1,537円	154円	308円	462円	
c 死亡日の前日と前々日	680単位/日	7,262円	727円	1,453円	2,179円	
d 死亡日	1280単位/日	13,670円	1,367円	2,734円	4,101円	
看取り介護加算( II ) ※ 注)						
a 死亡日以前45~31日	572単位/日	6,108円	611円	1,222円	1,833円	注) 1日あたりの額
b 死亡日以前4~30日	644単位/日	6,877円	688円	1,376円	2,064円	
c 死亡日の前日と前々日	1180単位/日	12,602円	1,261円	2,521円	3,781円	
d 死亡日	1780単位/日	19,010円	1,901円	3,802円	5,703円	
生産性向上推進体制加算						
( I )	100単位/月	1,068円	107円	214円	321円	
( II )	10単位/月	106円	11円	22円	32円	
高齢者施設等感染対策向上連携加算						
( I )	10単位/月	106円	11円	22円	32円	
( II )	5単位/月	53円	6円	11円	16円	
新興感染症等施設療養費						
	240単位/日	2,563円	257円	513円	769円	注) 1日あたりの額
介護職員等処遇改善加算						
( I )			月間所定単位数に12.8%を乗じた単位数			
( II )			月間所定単位数に12.2%を乗じた単位数			

- ・当ホームの介護保険サービス費（介護費）は、1単位=10.68円（3級地）です。
- ・介護費は、（介護費の単位）×（1単位の単価）×（利用日数）で求め、小数点以下切り捨て。
- ・続いて法定代理受領相当分を、1割負担分の場合は介護費の9割、2割負担分の場合は介護費の8割、3割負担分の場合は介護費の7割でそれぞれ求め、小数点以下切り捨て。
- ・1割、2割又は3割負担分の額は、介護費から上記により求めたそれぞれの法定代理受領相当分を差し引いた額となります。
- ・実際の介護費は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて決定します。
- ・加算分については、施設が基準・要件を満たしていない場合は適用になりません。
- ・償還払いの場合には、法定代理受領相当分に関して、ご自身で市区町村への手続きが必要です。
- ・消費税は非課税です。

※ 負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。

#### （特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	「6-3. 介護保険サービス費（介護費）」参照
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	該当なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

#### （前払金の受領）※前払い金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	「6-1. 一時金方式」参照								
想定居住期間（償還年月数）	同上								
償却の開始日	契約開始日								
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	—								
初期償却率	該当なし								
返還金の算定方法	入居後3ヶ月以内の契約終了	<p>◎ 「3ヶ月以内の解約」条項に基づく入居金の返還金の額は、以下により算出します。</p> <p>返還する入居金の額 =            (受領済みの入居金全額) - (日割家賃※1 × 契約開始日から起算して契約終了日までの日数※2)</p> <p>※1 日割家賃 = 1ヶ月分の前払家賃相当額 ÷ 30</p> <p style="text-align: center;">(1円未満の端数切捨て)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>居室 I</td> <td>入居金プラン</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>居室 II</td> <td>入居金プラン</td> <td>4,800円</td> </tr> </table> <p>※2 契約終了日より居室明け渡し日が遅い場合は、居室明け渡し日までの日数</p> <p>◎ 返還金の例：            「入居金プラン・居室 I」入居金 4,320,000円で            ご入居の方→1月1日が契約開始日で、同年1月20日（20日間）が契約終了日の場合            返還金 4,272,000円 =            (入居金 4,320,000円) - (日割家賃 2,400円 × 20日)</p>	居室 I	入居金プラン	2,400円	居室 II	入居金プラン	4,800円	
居室 I	入居金プラン	2,400円							
居室 II	入居金プラン	4,800円							

入居後3ヶ月を超えた契約終了	<p>◎ 入居金は、入居日の翌日から起算して3ヶ月経過後、想定居住期間満了日までに契約が終了した場合には、次のイ又はロにより算出した額を返還するものとします。なお、以下において、契約終了日の属する月を「契約終了月」とします。</p> <p>イ 契約終了日が月の初日の場合      返還金 =  <math display="block">\text{入居金} - \{ (\text{償却開始月の前払家賃相当額}) + (1\text{ヶ月分の前払家賃相当額} \times \text{償却開始月翌月から契約終了月の前月までの月数}) \}</math></p> <p>ロ 契約終了日が月の初日でない場合      返還金 =  <math display="block">\text{入居金} - [(\text{償却開始月の前払家賃相当額}) + (1\text{ヶ月分の前払家賃相当額} \times \text{償却開始月翌月から契約終了月前月までの月数}) + \{ (1\text{ヶ月分の前払家賃相当額} \div 30) \times (\text{契約終了月の初日から起算して契約終了日の前日までの日数}) \}] \text{※1円未満の端数切捨て}</math></p> <p>(備考)      • 償却期間終了後の返還金はありません。      • 解約時の返還金は、入居契約終了日及び居室明渡し日のうち、いずれか遅い日の翌日から起算して原則90日以内に返還するものとします。</p> <p>◎ 返還金の例：「入居金プラン・居室I」入居金4,320,000円でご入居の方      →1月1日が契約開始日で、1年後の1月1日（月の初日）が契約終了日の場合      返還金 3,456,000円 =  <math display="block">4,320,000 \text{円} - \{ 72,000 \text{円} + (72,000 \text{円} \times 11 \text{ヶ月}) \}</math></p>					
前払金の保全先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 連帯保証を行う銀行等の名称</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 信託契約を行う信託会社等の名称 (みずほ信託銀行株式会社)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 保証保険を行う保険会社の名称</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4 全国有料老人ホーム協会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5 その他 (名称 : )</td> </tr> </table>	1 連帯保証を行う銀行等の名称	2 信託契約を行う信託会社等の名称 (みずほ信託銀行株式会社)	3 保証保険を行う保険会社の名称	4 全国有料老人ホーム協会	5 その他 (名称 : )
1 連帯保証を行う銀行等の名称						
2 信託契約を行う信託会社等の名称 (みずほ信託銀行株式会社)						
3 保証保険を行う保険会社の名称						
4 全国有料老人ホーム協会						
5 その他 (名称 : )						

## 7 入居者の状況【冒頭に記した作成日現在】

(入居者の人数)

【令和7年7月1日現在】

性 別	男性	17人
	女性	46人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上 75歳未満	1人
	75歳以上 85歳未満	9人
	85歳以上	53人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	2人
	要支援2	3人
	要介護1	20人
	要介護2	12人
	要介護3	13人
	要介護4	6人
	要介護5	7人
入居期間別	6か月未満	11人
	6か月以上 1年未満	6人
	1年以上 5年未満	33人
	5年以上 10年未満	13人
	10年以上 15年未満	0人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	89.9歳
入居者数の合計	63人
入居率※	95.5%
※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。	
一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	7人
	医療機関	4人
	死亡者	9人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
	(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	11人
	(解約事由)	
自社有料老人ホームへ転居、他社有料老人ホームへ転居など		

## 8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※4カ所以上の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称	お客様相談室	
電話番号	0120-82-6501	
対応している時間	平日	9:00 ~ 17:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—
定休日	土日祝祭日、年末年始	

窓口の名称	ニチイホーム北浦和 担当者 ホーム長（管理者） 森部 篤哉	
電話番号	048-813-3181	
対応している時間	平日	9:30 ~ 17:30
	土曜日	同上
	日曜・祝日	同上
定休日	担当者公休日 ・事情により即時に対応できない場合があります。 ・面談は事前に電話予約が必要となります。 ・他に、ホーム内に【意見箱】を設置しています。 ご意見・ご要望等がありましたら、所定用紙にご記入の上 随時ご投函ください。	

窓口の名称	さいたま市浦和区役所高齢介護課	
電話番号	048-829-6152	
対応している時間	平日	8:30 ~ 17:15
	土曜日	-
	日曜・祝日	-
定休日	12月29日～翌年1月3日	

窓口の名称	さいたま市 福祉局 長寿応援部 介護保険課	
電話番号	048-829-1265	
対応している時間	平日	8:30 ~ 17:15
	土曜日	-
	日曜・祝日	-
定休日	12月29日～翌年1月3日	

窓口の名称※特定施設入居者生活介護のみ	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	
電話番号	048-824-2568 (苦情相談専用)	
対応している時間	平日	8:30~12:00、13:00~17:00
	土曜日	-
	日曜・祝日	-
定休日	12月29日～翌年1月3日	

(事故発生時等の対応方法)

事故発生時の対応方法	入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。二前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
利用者の体調急変時等 (緊急時等)における対応方法	協力医療機関と連携し、必要に応じ、救急車依頼等の対応を速やかに行う。

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	<input type="checkbox"/> あり	(その内容) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 綜合賠償責任保険
	<input type="checkbox"/> なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	<input type="checkbox"/> あり	(その内容) ニチイケアパレスは、ニチイケアパレスの責めに帰すべき事由によりお客様の生命、身体、財産又は名誉に損害を発生させた場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとします。但し、お客様にも責めに帰すべき事由が存するときは、賠償額が減額されるものとします。
	<input type="checkbox"/> なし	
事故対応及びその予防のための指針	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	職員研修の実施（年1回） 委員会の実施（年1回）
指針の策定、再発防止を目的とする職員への周知、委員会及び研修の実施を適切に実施するための担当者（役職）		ホーム長（施設長・管理者）

(非常災害対策等)

非常災害に対する具体的な計画 (消防計画・風水害、地震等に対処するための計画)	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
	(内容) お客様の生命、財産の安全を確保するため、防火、防災、震災対策等に関し、関係機関やホームの事業主体と密接な連携を図り、災害の予防を講ずるとともに、消防法に規定する防火管理者を設置します。また、別途定めるホームの消防計画と事業主体策定の「災害時における生命・生活の保護計画（LPP）」に基づき、災害時の対策に万全を期するため、定期的に訓練を行うものとします。	
避難訓練の実施	<input type="checkbox"/> あり	(年2回) <input type="checkbox"/> なし
業務（事業）継続計画の策定の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
	職員研修の実施（年1回） 訓練の実施（年2回）	
感染予防及びまん延防止のための対策の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
	職員研修の実施（年1回） 訓練の実施（年1回）	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	令和7年3月8日	
		結果の開示	1 あり	2なし
	2 なし			
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日		
		評価機関名称		
	2 なし	結果の開示	1 あり	2なし

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開	2 入居希望者に交付	3 公開していない

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年2回	
	2 なし	1 あり	2 なし
	(方法) Web会議のアプリケーションを使用。		
施設利用に当たっての留意事項	1 代替措置あり	(内容)	
	2 代替措置なし		
		1 お客様は、以下の事項を遵守するものとします。 ①ホーム及び敷地の利用方法等に関し、その本来の用途に従って利用すること ②衣服や家具備品の持ち込みは、お客様の居室内に限るものとし、かつ、ホーム運営に支障のない範囲内とすること ③金銭・貴重品はお客様の自己管理できる範囲内とし、お客様自身が責任をもって管理すること ④外出又は外泊を希望する際には、お客様はホームで定める外出外泊ルールを遵守すること ⑤単独にて個人浴室を利用する際には、ホームで定める入浴ルールを遵守すること ⑥お客様及び身元引受人等などがホーム外から持ち込んだ食料品等については、お客様の自己管理できる範囲内とすること ⑦転倒事故等の危険性が高いことから、居室への絨毯(敷物)の持ち込み使用は、原則行わないこと ⑧面会は、入居契約書に関する管理規程の定めに従うこと なお、入居契約書に関する管理規程の定めに従った場合であっても、ホームの円滑な運営に支障をきたし又は他のお客様の平穏な生活を阻害するとホームが判断した場合には、面会を拒否し、面会者の退去を要請する場合があるものとします。	

	<p>2 前項の他、お客様はホームの利用にあたり、ニチイホーム入居契約書「第3章 ホーム利用上の注意」に定める各条項の規定を遵守するものとします。</p>								
緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続き	<p>1 ホームは、サービス提供にあたって、お客様又は他のお客様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」とします。）は行わないものとします。</p> <p>2 ホーム内に設置の身体拘束廃止委員会が、お客様自身又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得えずお客様に対して身体拘束等を行う必要があると判断した場合は、ホームの「身体拘束ガイドライン」に基づき、お客様又は身元引受人等に連絡し、身体拘束等を行う理由・方法・期間等を口頭及び文書により説明し、その記録を保管するものとします。</p>								
虐待の防止のための措置	虐待防止委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止担当者の設置								
※介護に直接携わる職員に対する、認知症介護基礎研修を受講させるための対応	受講費と日程調整の支援をしています。								
ホームにおけるハラスメントの規定	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">あり</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">なし</td> </tr> </table> 担当窓口：ホーム長（施設長・管理者） 周知方法：ホーム内掲示物	1	あり	2	なし				
1	あり	2	なし						
プライバシーポリシー、個人情報保護規程等	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">あり</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">なし</td> </tr> </table> (内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 利用目的を明確にし、同意を得る。</li> <li>2. 利用目的以外での取扱いは一切行わない。</li> <li>3. 新たに個人情報（紙媒体・データ）が発生した場合や、個人情報の訂正・削除等が発生した場合は、管理台帳を更新し管理する。</li> </ul>	1	あり	2	なし				
1	あり	2	なし						
提携ホームへの移行 【表示事項】	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">あり</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;"><u>（提携ホーム名：事業主体が運営するニチイホーム）</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">なし</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	1	あり	<u>（提携ホーム名：事業主体が運営するニチイホーム）</u>		2	なし		
1	あり	<u>（提携ホーム名：事業主体が運営するニチイホーム）</u>							
2	なし								
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">あり</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">なし</td> </tr> </table> 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	1	あり	2	なし				
1	あり	2	なし						
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">あり</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">なし</td> </tr> </table>	1	あり	2	なし				
1	あり	2	なし						
有料老人ホーム設置運営指針 「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項  合致しない事項がある場合の内容	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">あり</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">なし</td> </tr> </table>	1	あり	2	なし				
1	あり	2	なし						
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 適合している（代替措置）</li> <li>2 適合している（将来の改善計画）</li> <li>3 適合していない</li> </ul>								

有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	1あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
不適合事項がある場合の内容	

※看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。

添付書類：

別添1（別に実施する介護サービス一覧表）

別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※1 \_\_\_\_\_様

重要事項について文書を交付し、説明しました。

説明年月日 年 月 日

説明者署名 \_\_\_\_\_

※2 私は重要事項について交付、説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

受領（利用申込）者署名 \_\_\_\_\_

※1,2 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

**別添1 事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス**

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>		
訪問介護	あり なし	
訪問入浴介護	あり なし	
訪問看護	あり なし	
訪問リハビリテーション	あり なし	
居宅療養管理指導	あり なし	
通所介護	あり なし	
通所リハビリテーション	あり なし	
短期入所生活介護	あり なし	
短期入所療養介護	あり なし	
特定施設入居者生活介護	あり なし	ニチイホーム 大宮 (他7事業所) さいたま市 北区日進町2-1334
福祉用具貸与	あり なし	
特定福祉用具販売	あり なし	
<地域密着型サービス>		
定期巡回・随時訪問介護・看護	あり なし	
夜間対応型訪問介護	あり なし	
認知症対応型通所介護	あり なし	
小規模多機能型居宅介護	あり なし	
認知症対応型共同生活介護	あり なし	
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり なし	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり なし	
複合型サービス	あり なし	
居宅介護支援	あり なし	
<居宅介護予防サービス>		
介護予防訪問介護	あり なし	
介護予防訪問入浴介護	あり なし	
介護予防訪問看護	あり なし	
介護予防訪問リハビリテーション	あり なし	
介護予防居宅療養管理指導	あり なし	
介護予防通所介護	あり なし	
介護予防通所リハビリテーション	あり なし	
介護予防短期入所生活介護	あり なし	
介護予防短期入所療養介護	あり なし	
介護予防特定施設入居者生活介護	あり なし	ニチイホーム 大宮 (他7事業所) さいたま市 北区日進町2-1334
介護予防福祉用具貸与	あり なし	
特定介護予防福祉用具販売	あり なし	
<地域密着型介護予防サービス>		
介護予防認知症対応型通所介護	あり なし	
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり なし	
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり なし	
介護予防支援	あり なし	
<介護保険施設>		
介護老人福祉施設	あり なし	
介護老人保健施設	あり なし	
介護療養型医療施設	あり なし	

## 別添2

## 介護サービス等の一覧表

介護を行う場所	要支援1・2		要介護1~5		備考
	一般居室（兼介護居室）	介護保険サービス費（介護費）に含むサービス	一般居室（兼介護居室）	介護保険サービス費（介護費）に含むサービス	
<介護サービス>					
○巡回					
昼間 9:00～ 18:00	適宜対応	—	適宜対応	—	
夜間 18:00～翌9:00	適宜対応	—	適宜対応	—	
○食事介助	適宜対応	—	適宜対応	—	
○排泄介助	適宜対応	—	適宜対応	—	
○おむつ交換	適宜対応	—	適宜対応	—	
○おむつ代	—	実費	—	実費	
○入浴					
・一般浴介助、特浴介助	週2回	—	週2回	—	
・清拭	適宜対応	—	適宜対応	—	
○身辺介助					
・体位交換	適宜対応	—	適宜対応	—	
・居室からの移動	適宜対応	—	適宜対応	—	
・衣類の着脱	適宜対応	—	適宜対応	—	
・身だしなみ介助	適宜対応	—	適宜対応	—	
○機能訓練 (生活リハビリ)	適宜対応	—	適宜対応	—	
○通院時の介助					
・協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	注1 注2 注3
・協力医療機関等 以外	—	別途費用負担	—	別途費用負担	
○緊急時対応					
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—	
・受診	適宜対応	—	適宜対応	—	
<生活サービス>					
○清掃	週2回	—	週2回	—	
○シーツ交換	週1回	—	週1回	—	
○洗濯	週2回	—	週2回	—	
○居室配膳・下膳	適宜対応	—	適宜対応	—	
○理美容	—	実費	—	実費	
○買物代行	週1回	—	週1回	—	注4
○介護保険関連の 手続き援助	適宜対応	—	適宜対応	—	

	要支援1・2		要介護1～5		
	介護保険サービス費（介護費）に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険サービス費（介護費）に含むサービス	その都度徴収するサービス	備考
<b>&lt;健康管理サービス&gt;</b>					
○健康相談	適宜対応	一	適宜対応	一	
○定期健康診断 (基本検診項目)	一	年2回 実費	一	年2回 実費	
○健康診断 (基本検診項目以外)	一	実費	一	実費	
○生活指導	適宜対応	一	適宜対応	一	
○医師の訪問診療	一	月2回 実費	一	月2回 実費	
○医師の往診	一	実費	一	実費	
・救急時対応	一	実費	一	実費	注5
○外来受診	一	実費	一	実費	
<b>&lt;入退院時、 入院中のサービス&gt;</b>					
○入退院時の移動の介助					
・協力医療機関等	適宜対応	一	適宜対応	一	注1 注2 注3
・協力医療機関等 以外	一	別途費用負担	一	別途費用負担	
○医療費	一	実費	一	実費	
○入院中の洗濯物交換	適宜対応	一	適宜対応	一	注6
<b>&lt;その他サービス&gt;</b>					
○レクリエーション	適宜対応	内容により実費	適宜対応	内容により実費	
○福祉用具	適宜対応	内容により実費	適宜対応	内容により実費	注7

※ 実際のサービスの内容・頻度・回数は、特定施設サービス計画書（ケアプラン）に基づき提供いたします。

※ 上記以外のサービスにつきましては、別途相談とさせていただきます。

実施する場合は、実費又は30分毎に1,650円（うち消費税等150円）あるいはその両方の費用がかかります。

注1) 協力医療機関への通院及び協力医療機関の指示に基づく通院・入退院時の送迎介助は、「介護保険サービス費（介護費）に含むサービス」となり、別途の費用負担は発生しません。

注2) 協力医療機関等以外の医療機関への通院及び入退院時の送迎介助は、30分毎に1,650円（うち消費税等150円）とタクシー代・駐車場代等の実費をご負担いただきます。

ただし、車両の使用状況や職員の配置状況により、対応できない場合があります。

注3) 「介助」に該当しない運転手のみの送迎サービス（病院、買い物、駅等への送迎）は行っておりません。ご家族で送迎していただくか、公共交通機関・タクシー等をご利用ください。

注4) 買い物代行サービスは週に1回、ホームが指定した店舗の取扱商品に限らせていただきます。

注5) 急に身体の具合が悪くなった場合は、職員が的確かつ迅速に対応に当たります。

また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院ができるように対応いたします。

注6) 衣類（洗濯物）交換、おむつ等備品お届けなど

注7) 介護上必要な、標準仕様の車いす・杖・歩行器・エアーマット等についてはホームで準備させていただきます。特別な希望による福祉用具はお客様の実費負担になります。